

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第 8 7 7 号

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）9 月 1 4 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

母子保健法及び児童福祉法の規定による事業の推進に関することに係る個人情報をも目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）8 月 2 8 日付けで諮問（第 8 7 7 号）された母子保健法及び児童福祉法の規定による事業の推進に関することに係る個人情報をも目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成 1 5 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。）第 1 2 条第 2 項第 4 号の規定による目的外に提供する必要性は、認められない。
- (2) 条例第 1 2 条第 5 項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについては、判断をする必要がない。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

神奈川県弁護士会会長から、弁護士法第 2 3 条の 2 に基づき、子ども健康課が保有する妊娠届出書に係る事項について照会がなされた。弁護士法第 2 3 条の 2 の規定は、目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当する。

照会があった事項については、個人情報を含むものであることから、神奈川県弁護士会会長に目的外に提供することについて、条例第 1 2 条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 妊娠届出書に係る事項を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

子ども健康課が届出を受けた妊娠届出書について、その届出を受けた事実の

有無，届出日，届出日時点における妊娠週数及び出産予定日

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県弁護士会会長

ウ 目的外提供の根拠規定

弁護士法第23条の2

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は，弁護士法第23条の2に基づくものである。弁護士法第23条の2第1項は「弁護士は，受任している事件について，所属弁護士会に対し，公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があつた場合において，当該弁護士会は，その申出が適当でないと認めるときは，これを拒絶することができる。」とし，また，第2項では「弁護士会は，前項の規定による申出に基き，公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としている。これらの規定は，官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが，各都道府県知事・市長はその照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし，本件照会は，正当な請求権を有した神奈川県弁護士会会長によって行われるものであり，弁護士が受け取った情報については，弁護士法第23条において，職務上知り得た秘密を保持する権利を有し，義務を負うことが規定されている。

(1) 目的外に提供する必要性

本件の目的外に提供する個人情報は，母子保健法第15条の規定による「妊娠届出書」に係る個人情報であり，他の手段による代替がし難いものである。

よって，本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果，本件の照会に応じる必要があると判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合，当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。しかし，本件の目的外提供に伴い，本人に通知することは，今後の慰謝料請求手続等に支障が生じる可能性があることを照会元である弁護士に確認した。

以上のことから，本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため，当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出書類

ア 弁護士法第23条の2に基づく照会

イ 妊娠届出書

ウ 個人情報取扱事務届出書

エ 弁護士法第23条の2に基づく照会について（案）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県弁護士会会長によって行われたものであり、また、実施機関では、当該照会の対象となる情報は、母子保健法第15条の規定による「妊娠届出書」に係る個人情報であり、他の手段による代替がし難いものであるとしている。

しかしながら、対象となっている個人情報の内容及び性質からすれば、紛争の現段階で本件照会に応じることは、妊娠届出の本来の趣旨に反するおそれがあるので、目的外に提供する必要性は認められない。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

(1)に述べたとおり、目的外に提供する必要性が認められないことから、目的外に提供することに伴う本人通知の省略については、判断をする必要がない。

以 上